

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	土地の形状変更の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町環境保全条例 (平成5年条例第19号)		
根 拠 条 項	<p>(土地の形状変更の許可)</p> <p>第14条 土地の形状変更を行おうとする者は、土地の形状変更を施行する区域 (以下「事業区域」という。) の面積が500平方メートル以上となる場合は、あらかじめ、事業区域ごとに町長の許可を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(許可基準)</p> <p>第16条 町長は、前条の規定による許可の申請があったときは、その申請に係る土地の形状変更の計画及び施行方法が、次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 土地の形状変更の目的及び規模に照らして、事業区域及び周辺地域の災害の防止、通行の安全その他安全で良好な環境の確保に支障のないような構造、規模又は能力で適正に措置されていること。</p> <p>(2) 土地の形状変更の施行方法が、第19条に規定する規則で定める施行基準に適合していること。</p>		
標 準 処 理 期 間	総日数20日 (休日は含まない。)		
関 係 法 令 等	鳩山町環境保全条例第14条～第20条 鳩山町環境保全条例施行規則第3条～第6条、第8条、第11条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	土地の形状変更変更許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町環境保全条例 (平成5年条例第19号)		
根 拠 条 項	<p>(変更の許可)</p> <p>第20条 第14条第1項の規定による許可を受けた事業主は、第15条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(許可基準)</p> <p>第16条 町長は、前条の規定による許可の申請があったときは、その申請に係る土地の形状変更の計画及び施行方法が、次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 土地の形状変更の目的及び規模に照らして、事業区域及び周辺地域の災害の防止、通行の安全その他安全で良好な環境の確保に支障のないような構造、規模又は能力で適正に措置されていること。</p> <p>(2) 土地の形状変更の施行方法が、第19条に規定する規則で定める施行基準に適合していること。</p>		
標 準 処 理 期 間	総日数20日 (休日は含まない。)		
関 係 法 令 等	鳩山町環境保全条例第14条～第20条 鳩山町環境保全条例施行規則第3条～第6条、第8条、第11条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	自動車のたい積保管の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町環境保全条例 (平成5年条例第19号)		
根 拠 条 項	<p>(自動車たい積保管の許可)</p> <p>第66条 自動車を積み重ねて保管 (以下「たい積保管」という。) しようとする者は、あらかじめ、たい積保管場所ごとに町長の許可を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(許可基準)</p> <p>第68条 町長は、前条の規定による許可の申請があったときは、その申請が規則で定める保管基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。</p>		
標 準 処 理 期 間	総日数20日 (休日は含まない。)		
関 係 法 令 等	鳩山町環境保全条例第66条～第69条 鳩山町環境保全条例施行規則第47条		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	土砂のたい積の許可及び変更の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例 (平成15年条例第30号)		
根 拠 条 項	<p>(土砂のたい積の許可)</p> <p>第6条 土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域ごとに土砂のたい積に関する計画を定め、町長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂のたい積については、この限りでない。</p> <p>(1) 土砂のたい積に係る土地の区域の面積が300平方メートル未満の土砂のたい積</p> <p>(2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂のたい積で、当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの</p> <p>(3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則に定めるものに係る行為として行う土砂のたい積であって、規則の定めるところにより町長に届け出たもの</p> <p>(4) 国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う土砂のたい積</p> <p>(5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂のたい積</p> <p>(6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積</p> <p>(7) その他無秩序な土砂のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂のたい積</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第8条 町長は、第6条第1項の規定による許可の申請があった場合において、土砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ並びにの</p>		

り面の勾配

(2) 排水施設、擁壁その他の施設

(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

2 町長は、第6条第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。

(1) 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

(2) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合

3 町長は、第6条第1項の規定による許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。

標準処理期間	総日数20日（休日は含まない。）
関係法令等	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例第6条～第9条 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則第3条～第9条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	地域創生環境課
許 認 可 等 の 種 類	土砂のたい積変更の許可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例 (平成15年条例第30号)		
根 拠 条 項	<p>(変更の許可)</p> <p>第9条 第6条第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る同条第2項第2号から第12号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第8条 町長は、第6条第1項の規定による許可の申請があった場合において、土砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ並びにのり面の勾配</p> <p>(2) 排水施設、擁壁その他の施設</p> <p>(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置</p> <p>2 町長は、第6条第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合</p> <p>(2) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合</p> <p>3 町長は、第6条第1項の規定による許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その</p>		

他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。	
標準処理期間	総日数20日（休日は含まない。）
関係法令等	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例第6条～第9条 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則第3条～第9条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	